

# 日高川町 国土強靱化地域計画

平成30年3月  
(令和5年11月改定)



日高川町

## 目次

I .国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ .....	1
1.計画策定の目的 .....	1
2.計画の位置づけ .....	1
3.計画期間.....	1
II .日高川町の地域特性 .....	2
1.本町の位置と地勢等 .....	2
2.人口動態等 .....	3
3.過去の災害と想定 .....	6
III .日高川町の地域強靱化に向けた基本目標等 .....	10
1.地域強靱化の基本目標等.....	10
2.リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野.....	10
3.地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針 .....	12
IV .施策ごとの推進方針 .....	13

# I. 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

## 1. 計画策定の目的

日本では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

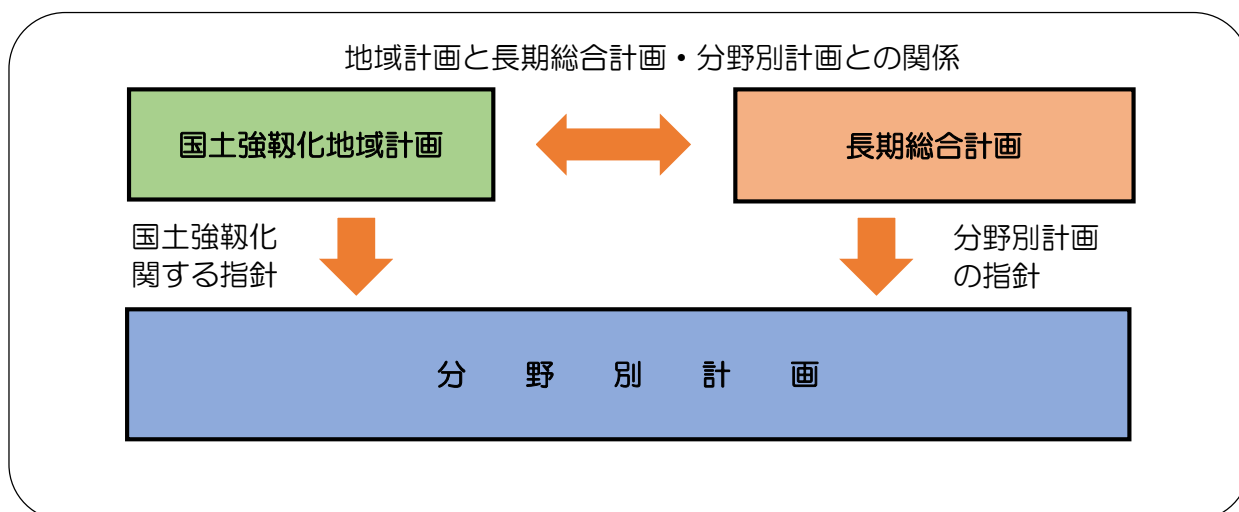
また、国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築しなければなりません。

これらを踏まえ日高川町では、今後発生すると考えられる自然災害に備え「日高川町国土強靱化地域計画（以下「町計画」という。）を策定しました。

町計画は、国の基本計画と和歌山県国土強靱化計画と調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に即したものとし、災害から町民の命と財産を守り、そして迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った日高川町を目指すための各計画の指針として策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

町計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し、第 2 次日高川町長期総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。



## 3. 計画期間

町計画は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるよう、第 2 次日高川町長期総合計画に合わせて令和 9 年度を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。

## Ⅱ.日高川町の地域特性

### 1.本町の位置と地勢等

#### (1)本町の位置

本町は、和歌山県のほぼ中央部、日高川の中流域に位置し、北は有田川町及び広川町に、西は御坊市及び日高町に、南は印南町に接し、東南は田辺市に接している。

東西約 35km、南北約 10km に及び、総面積は 331.59km<sup>2</sup> で、和歌山県の総面積の約 7% を占めている。本町の面積の約 9 割が森林であることから、豊かな自然環境に恵まれた地域であるといえる。

本町の中央部を横断する日高川に沿って、東の山間部から西の平野部へと地形が変化し、四季の変化に富んだ風光明媚な景観を呈している。



#### (2)本町の地勢

本町は、東西に細長い形状を成し、総面積の約 9 割が森林であり、中央部を日高川が東西に蛇行して流れています。下流域には比較的人口の密集した地域がありますが、相対的に日高川及びその支流に沿って集落が点在しています。

地目別に土地利用状況を見ると、森林が 29,026ha、農用地が 1,242ha であり、総面積の約 90% を占めています。行政面積から森林、湖沼を除いたいわゆる可住地面積は 4,212ha となり可住地面積率は 12.7% となります。

#### (3)気候の特性

本町は南海気候区に属し、なかでも西部の平野部では海洋性気候の影響を受け、温暖な気候となっています。年平均気温はおよそ 16℃、年間降水量は 1,600mm 前後です(川辺アメダス)。

また、本町に近接する和歌山地方気象台御坊観測所の日降水量の 150mm の生起確率は 5 年であり、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量 100mm 程度の降雨は、ほぼ毎年のように起こりうる結果となっています。

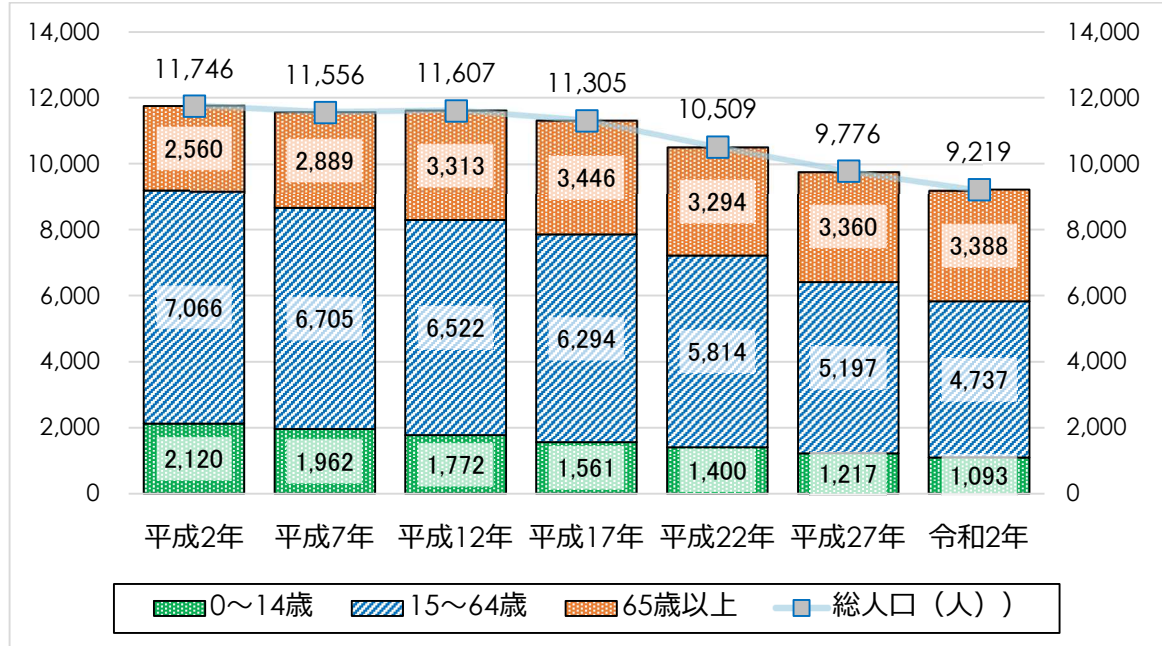
## 2.人口動態等

### (1)人口の推移

平成 27 年の国勢調査では、本町の総人口は 9,776 人となっています。平成 7 年から平成 12 年にかけては微増に転じましたが、それ以降は減少が続いています。また、平成 17 年から平成 27 年にかけての減少率は 13.5% となっています。

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少が続いています。また、高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は平成 27 年で 34.4% と、3 人に 1 人が高齢者となっています。

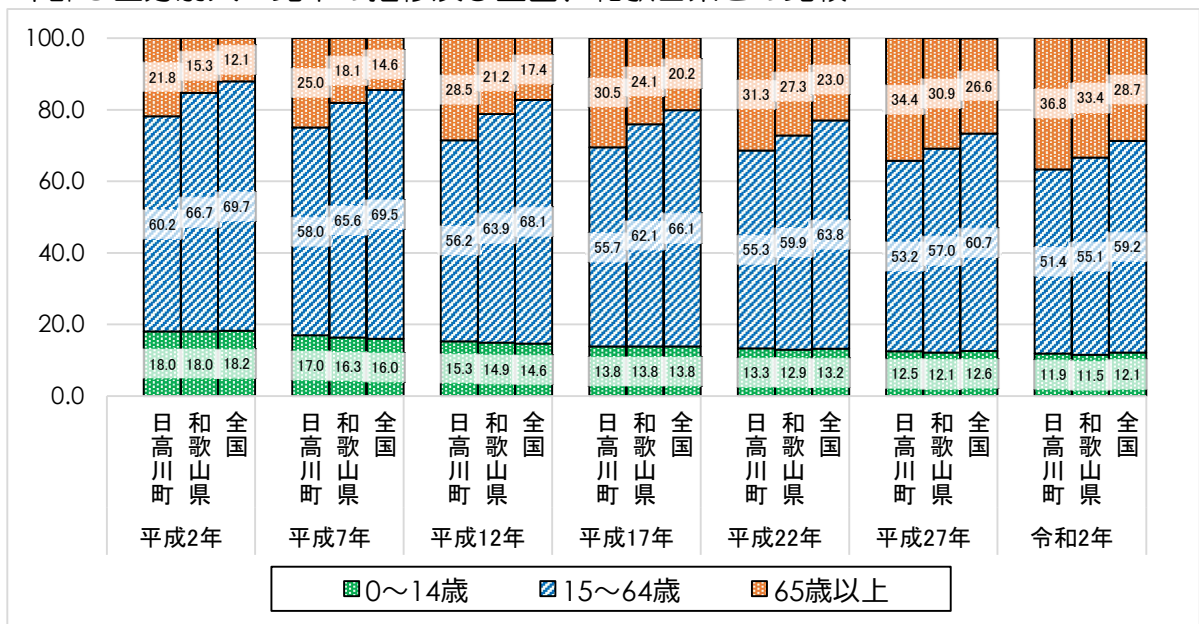
#### ■総人口の推移



資料：国勢調査

（平成 17 年～令和 2 年は総数に年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。）

#### ■年齢3区分別人口比率の推移及び全国、和歌山県との比較



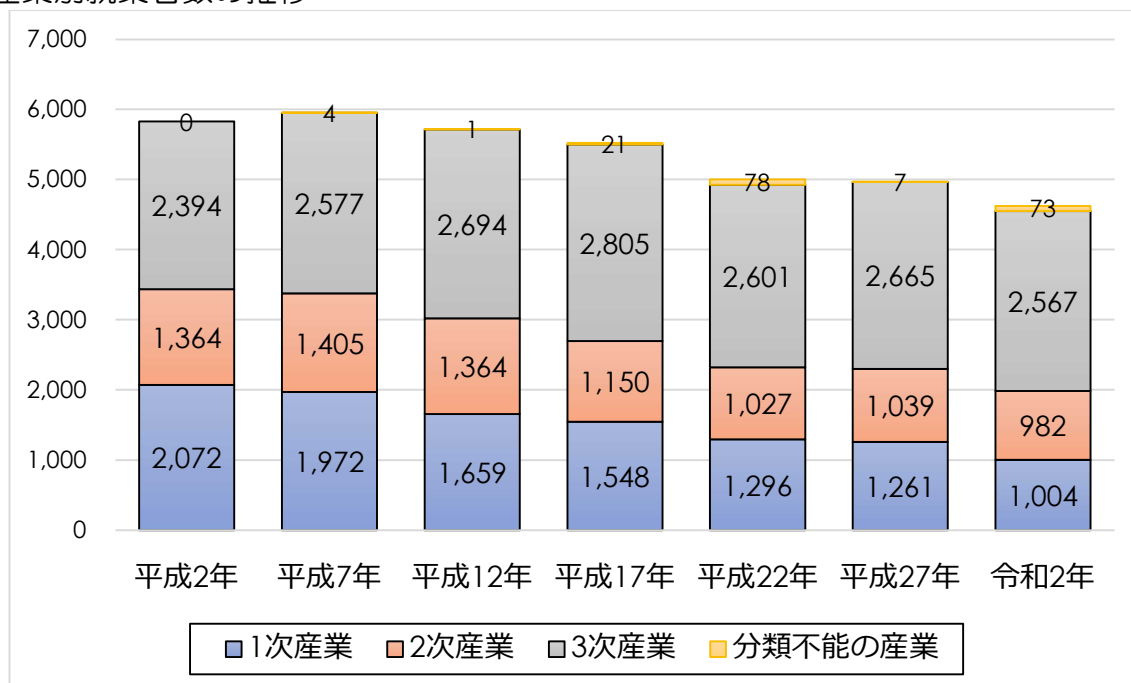
資料：国勢調査

## (2) 産業構造

本町の就業者の数は、平成7年から減少傾向にあります。

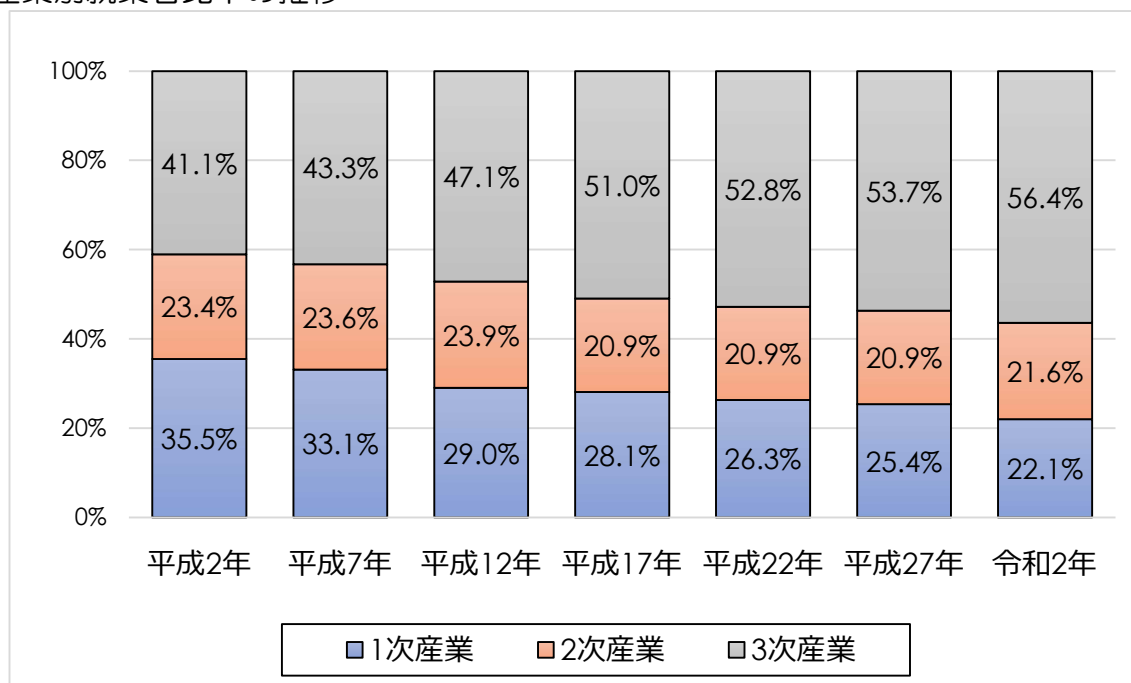
産業別就業者比率の推移でみると、平成2年から27年にかけて第1次産業の割合が低下し、第3次産業の割合が増加しています。

### ■ 産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

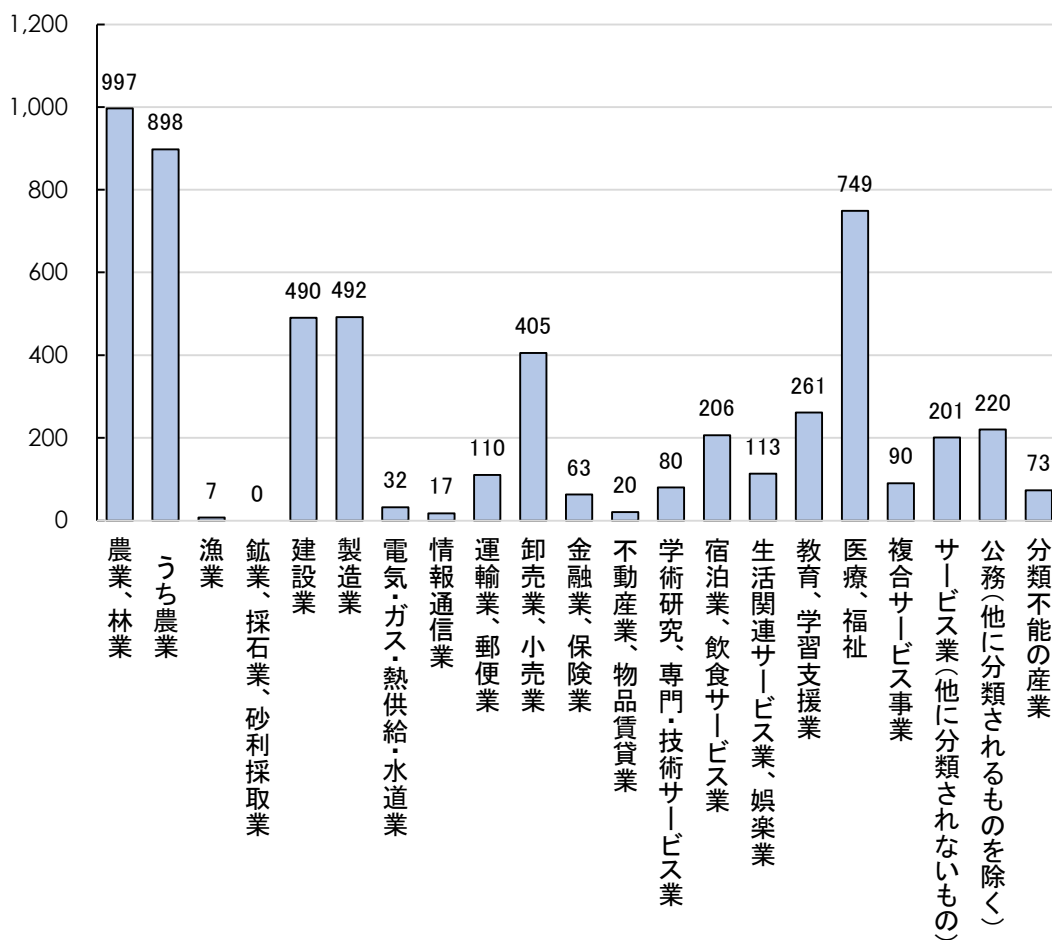
### ■ 産業別就業者比率の推移



資料：国勢調査

本町における従業者数については、「農業、林業」「製造業」の順に多くなっています。

■従業者数の状況



資料：国勢調査（令和2年）

### 3.過去の災害と想定

#### (1)本町の過去の災害

本町は紀伊半島中部の内陸部に位置し、日高川流域の僅かな河岸段丘に沿って発展してきました。

過去の地震による被害については、和歌山県は南海トラフを中心とした周期的に発生する地震をはじめ各所で地震が発生していますが、本町では地震により大きな被害の記録は残されておりません。

その一方、日高川流域で急峻な山間地に沿うようにして住民の生活圏があるため、台風や豪雨により河川沿いの低地では浸水被害が発生しています。

また、昭和 28 年や平成 23 年には大規模な氾濫が発生し、甚大な被害となりました。

#### <地 震>

地震名称等	和暦	発生日	被害状況
慶長地震	慶長 9 年	2 月 3 日	記録なし
宝永地震	宝永 3 年	10 月 28 日	記録なし
安政南海地震	安政 1 年	12 月 24 日	記録なし
紀伊大和地震	明治 32 年	3 月 7 日	記録なし
南海道地震	昭和 21 年	12 月 21 日	記録なし
(田辺市付近)	昭和 23 年	6 月 15 日	記録なし
吉野地震	昭和 27 年	7 月 18 日	記録なし
兵庫県南部地震	平成 7 年	1 月 17 日	被害無し

#### <風水害>

災害の種類	発生年	人的被害			住家被害		
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	浸水
紀州大水害	昭和 28 年	記録なし					
第二室戸台風	昭和 36 年	記録なし					
紀伊半島大水害	平成 23 年	3	1	0	63	61	481

紀州大水害(昭和 28 年)



紀伊半島大水害(平成 23 年)





## (2)本町に被害を及ぼすと想定される災害

### ①地震

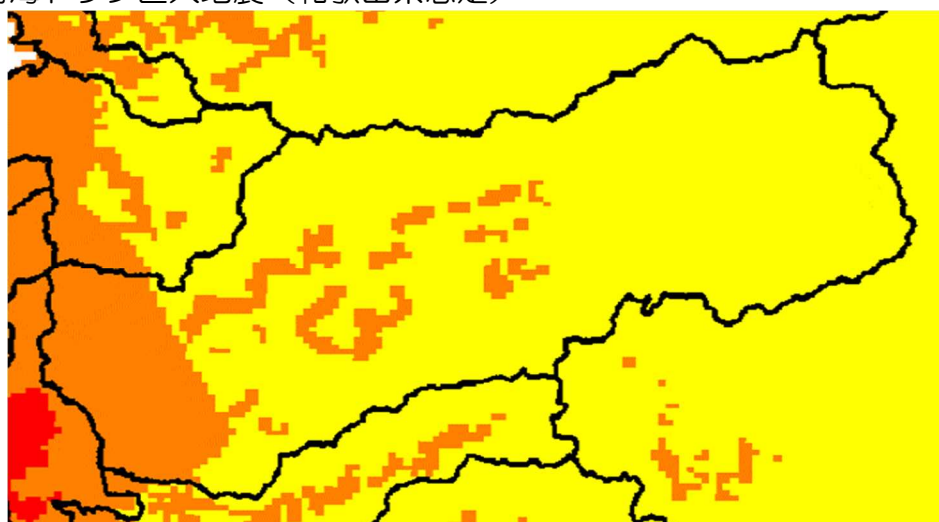
本町は、内陸部に位置するため津波の心配はなく、昭和南海地震をはじめ、地震により大きな被害のあった記録は残されていません。また、活断層も確認されていないことから、地震災害に対する危機意識は海岸沿いの市町村よりも低いのが現状です。

しかし、マグニチュード 9.1 規模で南海トラフ巨大地震が発生した場合は、本町は概ね【震度 6 強～6 弱】の強震が発生することから、人的被害、建物被害はもちろんのこと、ライフライン、公共交通及び道路交通等に支障をきたすことから、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられます。

<主な地震>

地震名	規模	震源断層の位置
3連動地震	M8.7	駿河トラフ～南海トラフ
南海トラフ巨大地震	M9.1	日向灘(宮崎県)～富士川河口断層帯(静岡県)北端
中央構造線による地震	M8.0	中央構造線(淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)
田辺市内陸直下の地震	M6.9	田辺市～本宮町

### 南海トラフ巨大地震（和歌山県想定）



■ 震度6強  
■ 震度6弱

### 被害想定（和歌山県被害想定）

地震	全壊・焼失 (棟)	人的被害(人)			ライフライン(1日後)		
		死者	重傷者	軽傷者等	断水人口	停電	電話
3連動地震	214	11	14	150	8,200	220	110
南海トラフ巨大地震	932	39	54	330	9,000	6,100	3,400
中央構造線による地震	40	2	1	15	93	385	9
田辺市内陸直下の地震	1	0	0	1	0	10	0

### ②風水害

#### ○河川洪水

本町には、東西に長く伸びる日高川が横断するように流れており、上流部には樺山ダムが建設されている。

近年では、樺山ダムの洪水調整により住家が浸水するような被害はほとんど発生していなかったが、平成 23 年の紀伊半島大水害では洪水調整を上回る豪雨により本町に甚大な被害が発生しました。

その後、河川改修工事が実施され、今後洪水被害を抑制できるものと考えられますが、紀伊半島大水害と同規模もしくはそれ以上の長期間豪雨が発生した場合は、さらなる被害が発生すると考えられます。

<知事管理河川重要水防箇所>

河川名	左右岸	場 所	延長m	重要度	危険理由
日高川	左	江川合流点～上和佐集会所前	1,000	A	堤防高
	右	若野橋上流 350m～入野・玄子字界	800	A	堤防高
	左	若野橋下流 800m～若野橋	800	A	堤防高
	右	土生川合流点～小熊、高速道路橋上流 200m	900	B	水衝・洗掘
	左	JR橋～森屋橋	1,800	A	堤防高
	右	日高川合流点～宮下橋	2,200	A	堤防高
	左	日高川合流点～一の井橋	1,500	B	堤防高
	右	日高川合流点～一の井橋	1,500	B	堤防高
	左	日高川合流点～清水橋	200	B	堤防高
	左	日高川合流点～清水橋	200	B	堤防高
	左	畑ヶ瀬橋～三佐奥の谷川合流点	400	A	堤防高
	右	長子橋～旧川中第一小学校	350	A	堤防高

(A)最も重要と思われる箇所 (B)次に重要と思われる箇所 (C)やや重要と思われる箇所

紀州大水害(昭和 28 年)



紀伊半島大水害(平成 23 年)



○土砂災害

本町は急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等の指定されている地域が多くあります。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模ではありますが土砂災害が発生し、時には大きな被害が発生することもあります。過去の大きな災害としては、昭和 28 年等の過去の災害でみられるように長期間豪雨が続き、深層崩壊などにより集落を飲み込むような大規模災害が発生することがありました。

平成 29 年 台風 21 号



### ③雪害

本町は、雪の日が少ないものの、年に 1～3 日程度雪が積もります。もとより積雪への備えは乏しいことから、そのたびに道路交通に支障をきたします。雪による人的被害はありませんが、住家への被害や公共交通機関の運行休止、物流の停滞などによる経済活動への影響が生じています。過去には、明治 16 年に和歌山で 1 尺 3 寸 (49cm) 高野山で 3 尺 5 寸 (106cm) という積雪記録もあり、寒冷前線の停滞により降雪が長期化すると、住家被害や経済的被害だけでなく人的被害も生じる可能性があります。

### ④大規模火災

本町には大火の記録は残されていませんが、和歌山県では大規模火災の記録が多く残されています。近年、和歌山県内での大規模火災は少なくなってきましたが、平成 28 年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本町においても大規模火災の発生が十分考えられます。また、本町は総面積の約 90% が山林であることから、車両の進入が困難な場所で山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

#### <日高川町の火災の状況>

年度	出火総数	被害額 (千円)	左のうち建物火災	
			出火件数	焼損面積(m <sup>2</sup> )
平成 21 年	6	105	2	7.0
平成 22 年	3	885	2	5.0
平成 23 年	6	966	3	75.0
平成 24 年	7	22,549	4	60.0
平成 25 年	7	3,714	3	176.0
平成 26 年	8	4,196	4	227.0
平成 27 年	4	1,269	2	101.0
平成 28 年	4	6	1	1.0
平成 29 年	9	540	3	39.0
平成 30 年	5	0	0	0.0
令和元年	7	58	0	0.0
令和 2 年	1	233	1	45.0
令和 3 年	6	48,724	1	13,266.0
令和 4 年	4	52	2	2

(日高広域消防事務組合 消防年報より)

### Ⅲ.日高川町の地域強靱化に向けた基本目標等

#### 1.地域強靱化の基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定める。

##### (1)基本目標

I 人命の保護が最大限図られること

II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

IV 迅速な復旧復興

##### (2)事前に備えるべき目標

1 発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。
2 災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。
4 災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える。
5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないように備える。
6 災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える。
7 制御不能な二次災害を発生させないように備える。
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

#### 2.リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と施策分野

起きてはならない最悪の事態に関しては、1から8までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を各分野に分類した。

1	発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える	<p>1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者</p> <p>1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水</p> <p>1-3 大規模土砂災害による犠牲者</p> <p>1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者</p>
2	災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える	<p>2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</p> <p>2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足活動ルートの長期間の寸断</p> <p>2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶</p> <p>2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生</p>
3	災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える	<p>3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全</p> <p>3-2 被災による治安の悪化</p>
4	災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える	<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止</p> <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態</p>
5	災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないよう備える	<p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊</p> <p>5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>5-3 食料等の安定供給の停滞</p>
6	災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える	<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
7	制御不能な二次災害を発生させないよう備える	<p>7-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <p>7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <p>7-3 森林等の荒廃による被害拡大</p>
8	災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>

### 3.地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

#### (1)地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- ii 時間管理概念を持ち、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化する。

#### (2)適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 国、地方公共団体、住民及び事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- iii 非常時だけでなく、平時より有効に活用される様工夫する。

#### (3)効率的な施策の推進

- i 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。

#### (4)地域の特性に応じた施策の推進

- i 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に配慮する。
- iii 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## IV. 施策ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は次のとおりとします。

1 発災時、人命の保護が最大限図られるよう備える。	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者	<ul style="list-style-type: none"><li>住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げに繋がることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）と共に、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し耐震化に努める。</li><li>地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。</li><li>防災士・救急救命士の計画的な養成等により救急・救助体制の充実を図る。</li><li>地域の実情を踏まえ、住民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。</li><li>大規模災害に備えた消防組織体制の充実強化と消防装備の整備に努める。</li><li>消防団の資器材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。</li><li>大規模災害に備え、南山スポーツ公園を広域的に一時避難できるための指定緊急避難場所として管理棟改修等の整備を図り、防災機能の更なる向上を図る。</li><li>社会福祉施設等の防災対策にかかる改修及び非常用電源設備の整備を図る。</li></ul>
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水	<ul style="list-style-type: none"><li>洪水ハザードマップを作成し、周知する。</li><li>洪水発生多発地域の確認と住民への連絡体制を確立する。</li><li>河川監視カメラの適正管理とCATV及びHPへ映像を掲載する。</li></ul>
1-3 大規模土砂災害による犠牲者	<ul style="list-style-type: none"><li>土砂災害ハザードマップを作成する。</li><li>土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。</li><li>土砂災害区域内住民への連絡体制を確立する。</li></ul>
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者	<ul style="list-style-type: none"><li>防災行政無線の維持管理に努める。</li><li>緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。</li><li>自主防災組織を主体とした訓練を実施する。</li><li>移動系無線機器を更新する。</li></ul>
2 災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える。	
2-1 被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資の長期停止	<ul style="list-style-type: none"><li>住民に災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。</li><li>非常食及び飲料水の備蓄を進める。</li><li>物資支援に係る協定の拡充を図る。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害に備え、かわべテニス公園を救援物資等の集積・搬送の拠点としてテニスコート上屋等の整備を図り、防災機能の更なる向上を図る。</li> </ul>
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に災害発生後3日分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。</li> <li>・非常食及び飲料水の備蓄を進める。</li> <li>・災害時応援協定の拡充を図る。</li> <li>・国、県と共に主要国道(国道424号)及び県道の整備を促進する。</li> <li>・町道を拡幅するなどの整備を促進する。(対象となる路線は「別冊」参照。以下、道路整備に関する記述についても同様。)</li> <li>・孤立の可能性のある集落に設置している無線機の維持管理に努める。</li> <li>・孤立の可能性のある集落を対象に通信訓練を実施する。</li> <li>・ヘリポートの適正な維持管理を進める。</li> </ul>
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の規模や被災ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。</li> <li>・消防組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。</li> <li>・自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。</li> <li>・自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。</li> </ul>
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県と共に主要国道(国道424号)及び県道の整備を促進する。</li> <li>・町道を拡幅するなどの整備を促進する。</li> <li>・長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。</li> <li>・ヘリポートの適正な維持管理を進める。</li> <li>・道路啓開計画を策定する。</li> <li>・各医療機関や医師会等各種団体と協定の締結に努める。</li> <li>・各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。</li> </ul>
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える。	
※関係計画：日高川町業務継続計画	
3-1 町職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。</li> <li>・職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。</li> <li>・業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。</li> <li>・災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。</li> <li>・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。</li> </ul>
3-2 被災による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察等と合同訓練が実施できるよう努める。</li> <li>・平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識</li> </ul>



	<p>醸成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自主防災組織が訓練を実施する様に務め、併せて防犯意識も高める。</li> <li>・県、町が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。</li> </ul>
4 災害発生直後から情報通信機能が確保できるよう備える。	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。</li> <li>・小型発電機を整備し適正に管理する。</li> <li>・専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信が確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。</li> </ul>
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等や郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。</li> <li>・防災行政無線について、緊急時でも48時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。</li> <li>・避難所、学校、保育所などの施設等に戸別受信機を設置する。</li> </ul>
5 災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）が機能不全に陥らせないように備える。	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による地域経済の疲弊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう、主要基幹道路（国道424号、県道、町道）の改修整備を進める。</li> <li>・地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。</li> <li>・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。</li> </ul>
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能な様主要基幹道路（国道424号、県道、町道）の整備を促進する。</li> <li>・石油系燃料やLPガス等の貯蔵設備を設置し適正に管理する。</li> <li>・上水道施設の耐震化を進める。</li> <li>・農業・林業集落施設の耐震化を推進する。</li> <li>・事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。</li> </ul>
5-3 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送ルート確保のため、主要基幹道路の強靱化と整備を促進する。</li> <li>・食料等物資提供の協定の締結に努める。</li> <li>・物資輸送等に係る協定の締結に努める。</li> <li>・ヘリポートの適正な維持管理に努める。</li> </ul>
6 災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える。	
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。</li> <li>・小型発電機を整備し適正に管理する。</li> <li>・ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。</li> </ul>
6-2	<p>上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の耐震化を進める。</li> <li>・自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。</li> <li>・緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理に努める。</li> <li>・水道用復旧用資材を備蓄する。</li> </ul>
6-3	<p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業・林業集落排水処理施設の耐震化を進める。</li> <li>・避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。</li> <li>・清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。</li> </ul>
6-4	<p>地域交通ネットワークが分断する事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県と共に主要国道(国道 424 号)及び県道の整備を促進する。</li> <li>・町道を拡幅するなどの整備を促進する。</li> <li>・道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化</li> </ul>
7 制御不能な二次災害を発生させないよう備える。	
7-1	<p>風評被害等による地域経済への甚大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風評被害が拡散しないよう町内外に正確な情報を発信する体制を整備する。</li> </ul>
7-2	<p>貯水池、ため池の損壊・機能不全による二次災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水池やため池の改修や点検に努める。</li> </ul> <p>防災重点ため池55池のうち、改修工事未済のため池について廃止や劣化評価等を行い、評価の結果、防災工事が必要と判定されたため池の整備を促進する。</p>
7-3	<p>森林等の荒廃による被害拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐等により森林整備・保全することで、機能の維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。</li> <li>・森林整備・保全推進のため日高川町森林整備計画に掲載されている林道を整備する。</li> <li>・農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。</li> <li>・鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。</li> </ul>
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	
8-1	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。</li> <li>・一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。</li> </ul>

8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 町に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。
- 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。
- 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。
- 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。
- 学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。
- 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。

8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 国、県と共に主要国道(国道 424 号)及び県道の整備を促進する。
- 町道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。
- 災害からの復興にあたり土地の境界等の地籍が重要となるため、早期に終了できるよう地籍調査を推進する。

事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(1)市町村道 道路	初湯川上初湯川線 改良舗装 L=500m W=5.0m	日高川町	
	土居滝の上線 改良舗装 L=230m W=4.0m	日高川町	
	川原河初湯川線 改良舗装 L=800m W=6.0m	日高川町	
	愛口平線 改良舗装 L=500m W=5.0m	日高川町	
	愛川線 改良舗装 L=2,800m W=6.0m	日高川町	
	打尾浅間峠線 改良舗装 L= 750m W=5.0m	日高川町	
	栗の木桑の木線 法面改良 L= 900m W=4.0m	日高川町	
	小滝浦線 法面改良 L= 100m W=4.0m	日高川町	
	串本猪谷線 法面改良 L= 100m W=4.0m	日高川町	
	川原河青木線 改良舗装 L= 520m W=5.0m	日高川町	
	大又岡本線(船津) 改良舗装 L=900m W=7.0m	日高川町	
	大又岡本線(高津尾~船津) 改良舗装 L=1,500m W=7.0m	日高川町	
	大又岡本線(佐井) 改良舗装 L=3,000m W=7.0m	日高川町	
	田尻中木線 改良舗装 L= 700m W=7.0m	日高川町	
	坂野川姉子線 改良舗装 L= 950m W=7.0m	日高川町	
	柿谷線 改良舗装 L= 500m W=5.0m	日高川町	
	下田原線 法面改良 L= 230m W=3.5m	日高川町	
	若野入野線 改良舗装 L= 450m W=5.0m	日高川町	
	江川山野線 改良舗装 L=1,195m W=7.0m	日高川町	
	山野稻原線 法面改良 L= 100m W=7.0m	日高川町	
	森屋重家線 改良舗装 L= 200m W=5.0m	日高川町	
	和佐栗屋谷線 改良舗装 L=373.6m W=7.0m	日高川町	
	伊藤川藤野川線 改良舗装 L=2,000m W=5.0m	日高川町	
	土生中道線 改良舗装 L=1,300m W=4.0m	日高川町	
	山野稻原線 排水路改良 L= 100m W=7.0m	日高川町	
	土生藤井線 交通安全施設 L= 100m W=4.0m	日高川町	
	山野稻原線外 21 路線 舗装補修 L=5,000m W=4.0~7.0m	日高川町	